

障企自発第 0329 第 2 号
平成 25 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室長
(公 印 省 略)

「補装具費の支給における道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の
規定に基づく警察署長の確認手続について」の一部改正について

標記については、平成 19 年 2 月 20 日障地発第 0220001 号「補装具費の支給に
おける道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づく警察署長の確認手続に
ついて」により定めているところであるが、今般、別添新旧対照表のとおり改正す
ることとしたので、その旨御了知の上、貴管内市区町村へ周知願いたい。

(改正の概要)

- 「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す
るための法律」に改める。

別添

新旧対照表

改正後	現 行
<p data-bbox="824 277 1113 419">障地発第 0220001 号 平成 19 年 2 月 20 日 一部改正 <u>障企自発 0329 第 2 号</u> <u>平成 25 年 3 月 29 日</u></p> <p data-bbox="161 459 891 491">各 都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="560 533 1093 600">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課地域生活支援室長</p> <p data-bbox="239 641 1025 708">補装具費の支給における道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項 の規定に基づく警察署長の確認手続について</p> <p data-bbox="161 750 1113 1149"><u>障害者自立支援法</u>に基づく補装具のうち電動<u>車椅子</u>の支給において、道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受ける必要がある場合における事務手続は、<u>「補装具費の支給における道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づく警察署長の確認手続きについて（平成 19 年 2 月 20 日障地発第 02200001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援室長）」</u>により定めていたところであるが、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>（平成 17 年法律第 123 号）の施行に伴い、<u>平成 25 年 4 月 1 日</u>以降の補装具費の支給における警察署長の確認手続について下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう管内市町村に対する周知について格別の補配慮を御願います。</p> <p data-bbox="618 1299 651 1331">記</p> <p data-bbox="165 1372 342 1404">1・2 （略）</p>	<p data-bbox="1794 277 2083 344">障地発第 0220001 号 平成 19 年 2 月 20 日</p> <p data-bbox="1131 459 1861 491">各 都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）長 殿</p> <p data-bbox="1529 533 2063 600">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課地域生活支援室長</p> <p data-bbox="1209 641 1995 708">補装具費の支給における道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項 の規定に基づく警察署長の確認手続について</p> <p data-bbox="1131 750 2080 1110"><u>身体障害者福祉法及び児童福祉法</u>に基づく補装具のうち電動<u>車いす</u>の支給において、道路交通法施行規則第 1 条の 4 第 2 項の規定に基づきその者の住所地を管轄する警察署長の確認を受ける必要がある場合における事務手続は、<u>「道路交通法の一部改正に伴う補装具（電動車いす）の給付事務について」（平成 4 年 10 月 27 日社援更第 74 号児母衛第 43 号厚生省社会・援護局更生課長・児童家庭局母子衛生課長通知）」</u>により定めていたところであるが、<u>障害者自立支援法</u>（平成 17 年 <u>11 月 7 日</u>法律第 123 号）の<u>第 2 次施行</u>に伴い、<u>平成 18 年 10 月 1 日</u>以降の補装具費の支給における警察署長の確認手続について下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう管内市町村に対する周知について格別の補配慮を御願います。</p> <p data-bbox="1131 1118 2080 1259"><u>なお、本通知をもって、「道路交通法の一部改正に伴う補装具（電動車いす）の給付事務について」（平成 4 年 10 月 27 日社援更第 74 号児母衛第 43 号厚生省社会・援護局更生課長・児童家庭局母子衛生課長通知）は廃止する。</u></p> <p data-bbox="1585 1299 1619 1331">記</p> <p data-bbox="1135 1372 1312 1404">1・2 （略）</p>

障地発第0220001号
平成19年2月20日
一部改正 障企自発0329第2号
平成25年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課地域生活支援室長

補装具費の支給における道路交通法施行規則第1条の4第2項
の規定に基づく警察署長の確認手続について

障害者自立支援法に基づく補装具のうち電動車椅子の支給において、
道路交通法施行規則第1条の4第2項の規定に基づきその者の住所地を
管轄する警察署長の確認を受ける必要がある場合における事務手続は、
「補装具費の支給における道路交通法施行規則第1条の4第2項の規定
に基づく警察署長の確認手続きについて（平成19年2月20日障地発第
02200001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課地域生活支援
室長）により定めていたところであるが、障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に伴い
、平成25年4月1日以降の補装具費の支給における警察署長の確認手続
について下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないよう管内市
町村に対する周知について格別の補配慮を御願います。

記

- 1 道路交通法施行規則第1条の4第2項中「その者の住所地を管轄する警察署長の確認を受けたもの」の確認手続については、別添のとおり、「原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認について」（平成19年2月5日警察庁丁交企発第11号警察庁交通局交通企画課長通知）をもって新たに示されたことから、今後においては同

通知によるものであること。

- 2 同通知に定める確認手続きは、障害者（障害児にあってはその保護者とする。以下「障害者等」という。）が行うものであるが、障害者等の利便性を図るため、補装具費の支給を行った市町村長（補装具費支給決定の事務権限の委任を受けた者を含む。）が当該障害者等に代わって行っても差し支えないものであること。

なお、同通知に定める確認手続きを当該障害者等に代わって市町村長が行う場合にあつては、事前に障害者等本人の意向を確認したうえで行うこと。